

# JAVA

JAPAN ANTI-VIVISECTION ASSOCIATION

■ NPO 法人 動物実験の廃止を求める会 ■ 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町29番31号 清桜404 ■ TEL:03-5456-9311/FAX:03-5456-1011

〒XXX-xxxx

東京都△△区△△△町△丁目△番△号

株式会社○○○○○○

代表取締役社長 □□□□ 殿

冠省

私ども動物実験の廃止を求める会（通称 J A V A；ジャバ）は、全国に約2000人の会員を擁する特定非常利活動法人で、国連顧問団体、科学者・医学者等専門家を擁する団体を含む、世界100以上の動物保護団体と連携をとりながら、動物実験の廃止を中心に、動物の権利擁護運動を活発に展開しています。

さてこのたび、化粧品等の動物実験に関する貴社の方針についてお伺いしたく、本書面をお送りさせていただきました。

ヨーロッパや北米では1980年代以来、消費者のあいだで動物実験反対の機運が大いに高まった結果、自主的に動物実験を廃止する企業が相次ぎ、EUでは、2004年9月にEU域内における化粧品の完成品に対する動物実験の禁止、2009年3月には原料に対する動物実験禁止に加え、「EU域外で動物実験がなされた化粧品の完成品及び原料の販売禁止」が実現したことは周知のとおりです。

一方、昨年当会は、国内最大手の化粧品メーカー・資生堂に対する動物実験反対キャンペーンを国内外で大々的に展開し、同年11月、動物実験の廃止を求める約46,000筆の署名を同社に提出しました。そして本年3月、資生堂は、同社の公式サイトにて「2011年3月までに自社での動物実験を廃止する」「2013年3月までに委託も含めて全面的動物実験廃止を目指す」と公表したことは、貴社においてもご存じのことと思います。

これらのニュースは、昨今利用者が爆発的に増えているソーシャルメディアでも取り沙汰され、日本でも化粧品開発のために動物実験が行われていることに気づき、それに反対する消費者は急増しています。

そういった消費者の要望を受けて、当会では、これまで何度となく、化粧品企業に対して動物実験に関するアンケート調査を行い、その結果を「JAVAコスメガイド」という小冊子としてまとめ、消費者の方々に頒布してまいりました。しかし、残念ながら貴社からは「動物実験を行っていない」との回答をいただけませんでした。

EUでの禁止措置に続き、国内でも資生堂が動物実験廃止に向けて具体的な取り組みを始めたという事実が日本の化粧品企業に及ぼす影響は、決して小さいものではない、と考えております。2008年に上記アンケートにご回答いただいて以降、貴社におかれて方針の変更等があったとすれば、当会としましては、当然に消費者の方々にそれをお知らせすべきであるという認識でおります。

同様に、万が一、貴社がこれらの事象をいまだ「対岸の火事」と受け止め、動物実験の廃止に向けた検討すらしていないとすれば、その事実を公表しなければならないとも考えております。

つきましては、ご多用中まことに恐縮ですが、別紙「化粧品等の動物実験に関する公開質問状」にご記入のうえ、11月11日木曜日までに、当会宛ご回答をいただけますようお願い申し上げます。

なお、事実誤認の惧れを回避するために、同質問状以外の書式による回答はお断りさせていただきますので、ご了承のほどお願い申し上げます。別書式による回答及び期限内無回答の場合は、その旨も公表いたしますことをあらかじめ申し添えます。

草々

2010年10月26日

〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町29番31号 清桜404

特定非営利活動法人 動物実験の廃止を求める会（JAVA）

理事長 長谷川裕一

TEL.03-5456-9311 FAX.03-5456-1011

## 化粧品等の動物実験に関する公開質問状

1. 貴社及び貴社の系列会社における、製品<sup>i</sup>の開発、製造、申請（輸入時も含む）等の全過程での動物<sup>ii</sup>実験について、下記のうち該当するものにチェック✓してください。
  - 完成品・原料・原料の組み合わせのいずれかに対して動物実験を行っている
  - 他社（原料メーカーを含む）・他機関に動物実験を委託している
  - すでに廃止した
  
2. 貴社及び貴社の系列会社では、製品（完成品及び原料）の動物実験を、今後、委託も含めて全面的に廃止する予定はありますか？下記のうち該当するものにチェック✓してください。
  - ある       ない       廃止に向けて検討中       すでに廃止した
  
3. 上記2で「ある」の場合、いつから廃止を実施される予定か、具体的な期日をお答えください。
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
4. 上記2で「ある」の場合、廃止の実施を公表する予定がありますか？具体的な公表方法についてお答えください。
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
5. 上記2で「ない」の場合、その理由をお答えください。
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
6. 上記2で「廃止に向けて検討中」の場合、検討されている内容を具体的にお答えください。

7. 上記2で「すでに廃止した」の場合、いつから廃止したのかについてお聞かせください。また、公表をしていればその旨が掲載されている媒体（URL等）をお知らせください。
8. 資生堂が動物実験廃止に向けて取り組みを開始したこと<sup>iii</sup>について、貴社ではどのように受け止めていますか？
9. その他、当問題に関するご意見等があればお書きください（必要があれば別紙を添付してください）。

10. 回答者名、企業名及び所属部署、連絡先電話番号をご記入ください。

ご回答者名：\_\_\_\_\_

企業名・所属部署：\_\_\_\_\_

ご連絡先電話番号：\_\_\_\_\_

ご記入年月日：\_\_\_\_\_

---

<sup>i</sup> 本質問状中、「製品」とは次のものを指します

- ・化粧品
- ・医薬部外品
- ・洗濯用洗剤、台所用洗剤など

<sup>ii</sup> 本質問状中、「動物」とは次のものを指します

- ・生存している脊椎動物(ヒトを除く)および八腕類動物
  - i) 哺乳類、鳥類、爬虫類：胎児期間、孵化期間の中間地点を経過してから
  - ii) 魚類、両生類；自力での補食が可能な状態になってから
- (Directive86/609/EEC に従った英国の1986年動物（科学的手続）条例より)

<sup>iii</sup> (参照)株式会社資生堂企業ウェブサイト内「化粧品の動物実験廃止に向けた資生堂の取り組み -2011年3月までに自社での動物実験廃止-」 <http://www.shiseido.co.jp/corp/csr/social/contribute02.html>